

# がつ ぎょうじよてい 12月の行事予定

にちようび 日曜日	げつようび 月曜日	かようび 火曜日	すいようび 水曜日	もくようび 木曜日	きんようび 金曜日	どようび 土曜日
			1 ・囲碁 ・スマイルジュニア ・ふれあい料理 教室① (当面の間中止)	2 ・貯筋体操 ・パソコン	3 ・卓球	4 ・囲碁
5	6 ・囲碁 ・周辺地域巡回 事業	7 ・フォークダンス ・卓球	8 ・囲碁 ・スマイルジュニア	9 ・パソコン ・ふれあい喫茶 (当面の間中止)	10 ・卓球 ・各種相談日	11 ・囲碁
12	13 ・囲碁	14 ・フォークダンス ・卓球	15 ・囲碁 ・スマイルジュニア	16 ・貯筋体操 ・パソコン	17 ・卓球	18 ・囲碁
19	20 ・囲碁 ・ふれあい料理 教室② (当面の間中止)	21 ・フォークダンス ・卓球	22 ・囲碁 ・スマイルジュニア	23 ・貯筋体操 ・パソコン	24 ・卓球	25 ・囲碁
26	27 ・囲碁	28 ・仕事納め ・フォークダンス ・卓球	29 きゅうかんび ・休館日	30 きゅうかんび ・休館日	31 きゅうかんび ・休館日	

# あさひぶんかかいかん 朝日文化会館

か い か かん

# 会館だより

だい 464号 令和3年12月号

あさひぶんかかいかんれんらくさき  
朝日文化会館連絡先  
じゅうしょ しこくちゅうおうしみしまあさひ ちょうめ ばん こう  
住所：四国中央市三島朝日3丁目5番30号  
TEL：0896-28-6070  
FAX：0896-28-6104



## 【お知らせ】

あさひぶんかかいかん がいかん  
【朝日文化会館の外観】

- ふれあい喫茶（百円モーニング）**新型コロナウイルスが終息するまでの間、中止します。**
- ふれあい料理教室①② **新型コロナウイルスが終息するまでの間、中止します。**
- 周辺地域巡回事業 12月6日（月）16時～、三島地域
- 各種相談日 12月10日（金）10時～
- 仕事納め・仕事始め 12月28日（火）・1月4日（火）

じんけんそうだん せいかつそうだん こま なん はなし き いっしょ かんが  
人権相談、生活相談、困っていること、何でも話に来てください。一緒に考えます。

## 身近にある人権

日常生活の中にも多くの思い込みや迷信、誤った情報があり、それによって惑わされ、正しい判断や行動ができないことがあります。例えば、エイズ、ハンセン病、新型コロナウイルスなどの感染症に関する知識や理解の不足から、差別やプライバシー侵害などの人権問題が生じています。また感染者患者・元患者やその家族、医療従事者等が不当な差別や偏見に苦しむといったニュースを見聞きしたときには、いたたまれない気持ちになりました。もし、正しい知識を正しく知ることができていれば、このような偏見や差別につながることはなかったと思います。人権問題は身近にあります。



私たちは、正しく学び、正しく理解し相手の心に寄り添い、差別のない社会を目指すことが大切です。

朝日文化会館主事 松本圭司

### 令和3年度 啓発活動強調事項（法務省）

- |                          |                              |
|--------------------------|------------------------------|
| ① 女性の権利                  | ⑩ 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別        |
| ② 子どもの権利                 | ⑪ 罪被害者とその家族の権利               |
| ③ 高齢者の権利                 | ⑫ インターネットによる人権侵害             |
| ④ 障がい者を理由とする偏見           | ⑬ 北朝鮮当局による人権侵害               |
| ⑤ 部落差別（同和問題）             | ⑭ ホームレスに対する偏見や差別             |
| ⑥ アイヌの人々に対する偏見や差別        | ⑮ 性的指向及び性自認（性同一性）を理由とする偏見や差別 |
| ⑦ 外国人の権利                 | ⑯ 人身取引                       |
| ⑧ 感染症に関連する偏見や差別          | ⑰ 東日本大震災に起因する偏見や差別           |
| ⑨ ハンセン病患者・元患者・その家族に対する偏見 |                              |

## 人権週間 「誰か」のことじゃない。

みなさんは、「人権週間」をご存じですか？

国際連合は、昭和23年（1948年）12月10日の第3回総会で世界人権宣言が採択されたのを記念し、昭和25年（1950年）12月4日の第5回総会において、世界人権宣言が採択された日である12月10日を「人権デー」と定めるとともに、すべての加盟国にこれを記念する行事を実施するよう呼びかけています。

今年で73回目を迎える人権週間は12月4日（土）～12月10日（金）です。

法務省の人権擁護機関では、人権問題を誰かの問題ではなく、自分の問題として捉え、人権を尊重することの大切さについて考えてもらえるよう、「誰かのことじゃない。」を啓発重点目標に掲げ各種の人権啓発活動を幅広く展開しています。

人権をめぐる課題は尽きません。まずは、互いを認め合い相手の気持ちを考え、思いやることのできる心を育むことが大切です。

人権問題を誰かの問題ではなく、自分の問題として捉え、人権を尊重することの大切さについて考えていくことで、人権を尊重した社会の実現へと繋がるとおもいます。

### 館利用についてのご案内

- みなさまに安全にご利用いただくために、感染防止対策を徹底しています。
- 毎月10日は、ハローワークの巡回相談（職業相談）をしていますが、新型コロナウイルス感染防止の対策として、電話による予約制としています。人権相談、困っていること、何でも相談してください。

